

銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	銚子市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）に基づく心身障害者医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、（心身障害者）に対し心身障害者医療費給付金（以下「医療費給付金」という。）を支給して（心身障害者）の（保健の向上）に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		銚子市心身障害者医療費給付条例（昭和48年銚子市条例第10号） 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則（昭和48年銚子市規則第5号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	銚子市心身障害者医療費給付条例第3条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	銚子市心身障害者医療費給付条例第3条第2項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ロ	銚子市心身障害者医療費給付条例第3条第3項 銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号ニ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号 ^ホ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号 ^イ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第4号 銚子市心身障害者医療費給付条例別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号 ^ロ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第4号 銚子市心身障害者医療費給付条例別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ハ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ニ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ホ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第2項第2号ア
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ハ	銚子市心身障害者医療費給付条例施行規則第11条第2項第2号イ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月28日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	心身障害者
番号法第 9 条第 2 項の条 例に規定した日	2023年12月21日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	